

2018 年度
(平成 30 年度)

短期留学生プログラム
募集要項

山梨学院大学

山梨学院大学

2018年度 短期留学生プログラム募集要項 目次

I プログラムの概要と諸手続きについて

【出願から入学までの基本的な流れ】	2
1. はじめに	3
2. 募集対象プログラム（学部・学科）	3
3. 出願資格	3
4. 出願期間・出願書類	4
5. 選考方法と選考結果の通知	4
6. 入国手続き	5
7. 短期留学生プログラム実施期間	6

II 授業科目の履修について

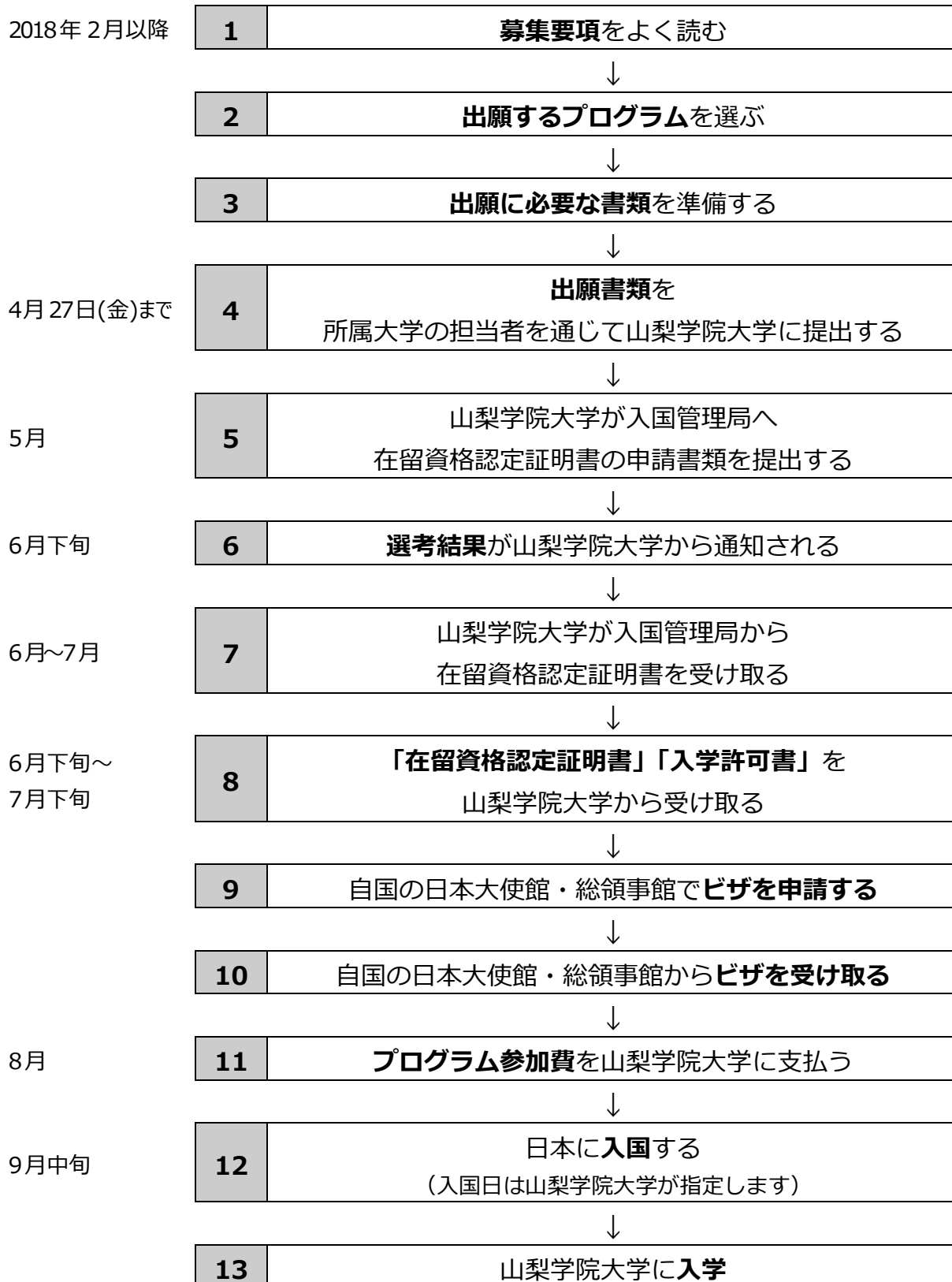
【授業科目の履修についての流れ（2018年度秋学期）】	7
8. 授業時間	9
9. 単位制度	9
10. 履修単位数の上限・授業時間数の下限	9
11. 日本語能力による履修科目の制限	10
12. 授業科目の履修の流れ	13
13. 成績通知書・証明書等	16

III 経費と宿舎について

14. プログラム参加費・寮費	17
15. 他の滞在経費	17
16. 宿舎（学生寮）	19

I プログラムの概要と諸手続きについて

【出願から入学までの基本的な流れ】



1. はじめに

山梨学院大学では、2018 年度短期留学生を下記により募集します。

「短期留学生」とは、山梨学院大学が海外の大学と締結した学術交流協定に基づき、協定締結大学に在籍する学生を一定期間、本学における授業科目の履修と単位修得のために受け入れるものです。短期留学生は、本学の学則上は「科目等履修生」と位置づけられ、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、入学が許可されます。

2. 募集対象プログラム（学部・学科）

（1）日本社会研究プログラム（法学部政治行政学科）

政治学と行政学を中心に、日本社会について学ぶプログラムです。入学者は、本学の法学部政治行政学科に所属します。

（2）現代ビジネスプログラム（現代ビジネス学部現代ビジネス学科）

経営学・会計学・マーケティング・経済学について学ぶプログラムです。入学者は、本学の現代ビジネス学部現代ビジネス学科に所属します。

3. 出願資格

（1）本学と学術交流協定を締結した海外の大学（所属大学）に在籍していること

留学期間を通して所属大学に在籍している必要があります。留学期間中に所属大学を卒業する学生は出願が認められません。

（2）本学での授業を受講するのに必要な一定の日本語能力を有すること

原則として、日本語能力試験 N2 レベル以上に相当する日本語能力を有すること。

ただし、N3 レベル相当の者は、入学後、後述する「日本語集中プログラム」を 1 学期間受講することを条件に、出願することができます。

（3）滞在期間中の経費を支弁する経済力を有すること

滞在期間中の経費には、本学に納入する「プログラム参加費」・「寮費」（後述）に加えて、各自が負担する保険料や生活費などが含まれます。「プログラム参加費」・「寮費」を除き、1 か月あたり最低 60,000 円程度が必要です。（この金額は目安です。個人により異なります）。

（4）心身ともに健康であること

4. 出願期間・出願書類

出願を希望する学生は、所属大学の担当者を通じて、下記の書類を **2018年2月1日(木) ~4月27日(金)** の期間中に山梨学院大学国際交流センターへ提出してください。

- (1) 在留資格認定証明書交付申請書 (その1、その2、その3)
- (2) 履歴書 (書式4、4の2)
- (3) 戸籍簿 (家族全員)
- (4) 山梨学院大学短期留学生プログラム願書
- (5) 所属大学の在学証明書
- (6) 所属大学の成績証明書
- (7) 所属大学の学長が署名する参加承諾書
- (8) 日本語能力試験の認定結果・成績証明書 (証明書がある方)
- (9) 写真6枚 (4cm×3cm。裏面に必ず出願者本人の英字氏名を記入してください。)
- (10) パスポートのコピー* (パスポートを所持している方)
- (11) 健康診断書 (①胸部レントゲン、②内科検診、③血圧 程度で可)
- (12) 印鑑作成申込書 (ご自身の印鑑をお持ちでない方)
- (13) 短期留学生履修計画書 (2018年4月上旬に送付予定)

* 出願時にパスポートの取得が間に合わない場合、英字氏名が分かるよう、所属大学が発行する「在学証明書 (英語版)」を提出してください。

5. 選考方法と選考結果の通知

出願書類の審査により選考します。選考結果は、2018年6月下旬に所属大学の担当者を通じて通知します。

* 募集対象プログラム (学科) ごとの出願者数の状況や、出願者の日本語能力、宿舍の空き状況によっては受け入れができない場合があります。

6. 入国手続き

日本に留学生として入国するには、有効なパスポート（旅券）に加え、海外の日本大使館・総領事館で発給される「ビザ（査証）」が必要です。ビザを取得するためには、「在留資格認定証明書」と「入学許可書」の2つの書類を日本大使館・総領事館に提出する必要があります。

入国までの手続きは次のとおりです。

（1）『留学』の在留資格認定証明書の申請（※本学が行います。）

日本の大学で学ぶために日本滞在を希望する外国人は、日本の法務省入国管理局から在留資格『留学』を認めてもらう必要があります。

『留学』の在留資格認定証明書を申請するための手続きは、本学が行います。本学で、みなさんから提出された申請書類を点検し、入国管理局に提出します。

通常、1か月程度で在留資格認定証明書が交付されますが、場合により2か月以上かかることもあります。

（2）ビザの申請（※出願学生が自国の日本大使館・総領事館で行います。）

入国管理局から在留資格認定証明書が交付され次第、本学の国際交流センターから所属大学の担当者宛てに、「在留資格認定証明書」と本学が発行する「入学許可書」を郵送します。（おおそ6月下旬から7月下旬を予定しています。）

在留資格認定証明書と入学許可書を受け取ったら、一番近い日本大使館・総領事館にパスポートとともに提出し、ビザの発給申請を行ってください。通常、1か月程度で発給されます。

（3）空港での上陸の審査

日本の空港に到着後、上陸審査を受けることになります。入国審査官にパスポート、ビザ、「在留資格認定証明書」、「入学許可書」を提示してください。また、日本でアルバイトを希望する場合は「資格外活動許可申請書」（後述）も提出しなければなりません。

上陸が許可されるとパスポートに上陸許可の証印がされます。また、「在留カード」が交付されます。さらに「資格外活動許可申請」を行った方には、パスポートに資格外活動許可の証印がされます。

7. 短期留学生プログラム実施期間

- (1) 入国期間 2018 年 9 月中旬
(具体的な入国日は、入学許可書の送付時にお知らせします。)

(2) 2018 年度秋学期 (後期) *1 *2

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| * 授業開始 | 2018 年 9 月 24 日 (月) |
| * 冬休み期間 | 2019 年 12 月 25 日 (火) ~1 月 8 日 (火) |
| * 授業終了 | 2019 年 1 月 23 日 (水) |
| * 定期試験期間 | 2019 年 1 月 24 日 (木) ~1 月 30 日 (水) |

(3) 2019 年度春学期 (前期) *1 *3

- | | |
|----------|-------------------------|
| * 授業開始 | 2019 年 4 月上旬 (予定) |
| * 授業終了 | 2019 年 7 月下旬 (予定) |
| * 定期試験期間 | 2019 年 7 月下旬~8 月上旬 (予定) |

- (4) 退寮期限 2019 年 8 月 30 日 (金)

* 1 1 学期の授業期間は 15 週間です。

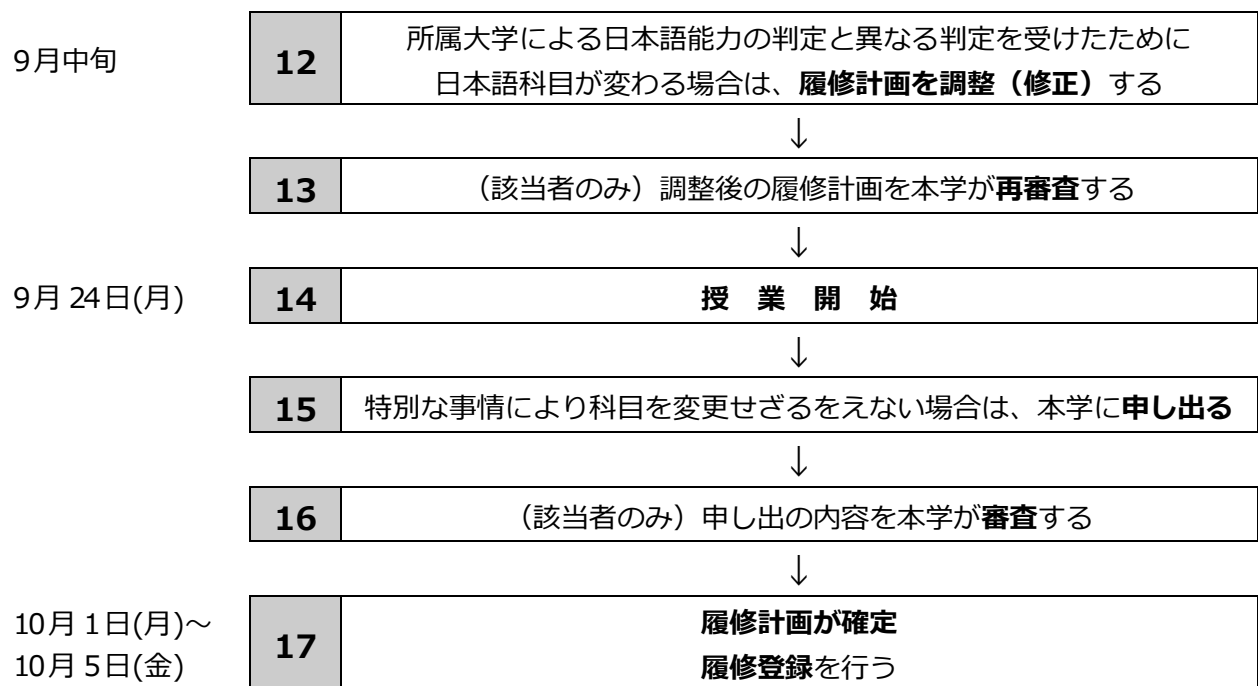
* 2 本学では、9 月 1 日から始まる学期のことを正式には「後期」と呼びますが、この募集要項では分かりやすいように「秋学期」という呼び方を 사용합니다。

* 3 同様に、本学では 4 月 1 日から始まる学期のことを正式には「前期」と呼びますが、この募集要項では分かりやすいように「春学期」という呼び方を 사용합니다。

II 授業科目の履修について

【授業科目の履修についての流れ（2018 年度秋学期）】 *1





- * 1 2019 年度春学期の流れについては後述します。
- * 2 所属大学によっては日本語科目を履修しない場合があります。

8. 授業時間

山梨学院大学では、1 回の授業時間は 90 分です。授業は毎週月曜から金曜まで、毎日 1 時限から 5 時限まで行われます。1 学期間に、授業は 15 週間行われます。

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
月					
火					
水					
木					
金					

9. 単位制度

山梨学院大学では、科目の種類ごとに下記の単位制度を採っています。

種類	週あたり回数	開講区分	単位数	説明
講 義	週 1 回	前期（春学期）	2 単位	講義科目の多くは、週 1 回で 2 単位です。
		後期（秋学期）		
	週 2 回	前期学期制	4 単位	日本社会研究プログラムの一部の講義科目は、週 2 回で 4 単位です。
		後期学期制		
日本語	週 2 回	前期学期制	2 単位	「日本語 I・II・III・IV」、「日本語特講 A・B」、「日本語資格 A・B」は、週 2 回で 2 単位です。
		後期学期制		

* 日本語の授業の中には、単位が与えられない補習授業があります（後述）。

10. 履修単位数の上限・授業時間数の下限

短期留学生が 1 年間で履修できる単位数は最大 30 単位です。

また、どの学期も最低でも週 7 回の授業を受講する必要があります。

11. 日本語能力による履修科目の制限

短期留学生は、日本語能力に応じて履修できる科目が制限されます。

原則として、本学で日本語科目以外の科目を履修するためには、日本語能力試験 N2 レベル以上に相当する日本語能力が求められます。

日本語能力が N3 レベルに相当する場合は、1 学期間「日本語集中プログラム」を受講しなくてはなりません。この学期中は日本語を集中的に学習するため、本学が指定する科目以外は履修できません。

以下、日本語能力の判定方法と、日本語能力レベルごとに履修できる科目の範囲について説明します。

(1) 日本語能力の判定方法

日本語能力の判定は、①出願前（所属大学による判定）と②入学直後（本学での判定）の 2 回行います。

① 出願前に、所属大学で各学生の日本語能力が N2 レベル以上に相当するか、N3 レベルに相当するかを判定します。このとき判定されたレベルに基づき、各学生が履修できる科目の範囲が暫定的に決まります。

② 入学直後に、本学で日本語の筆記試験（日本語クラス分け試験）を行います。この試験は、日本の大学での学修に必要な日本語運用能力を測るために行うものです。この試験の結果に基づいて、本学が改めて各学生の日本語能力を [N1 レベル相当 (A クラス)]、[N2 レベル相当 (B クラス)]、[N3 レベル相当 (「日本語集中プログラム」クラス)] の 3 段階で判定します。そして、本学が判定したレベルに基づき、各学生が履修できる科目の範囲が最終的に決まります。具体的には、次の (2) のとおりです。 *1

(2) 日本語能力レベルごとに履修できる科目の範囲

[日本語能力試験 N1 レベル相当と判定 (A クラス)]

日本語能力が N1 レベル相当と判定された学生は、①本学が指定した日本語科目と、②各プログラムの授業時間割の中から各自が選択する科目（選択科目）を履修します。

①日本語科目

学期	授業回数	指定科目
2018 年度秋学期	週 2 回	「日本語Ⅱ」(A クラス)
2019 年度春学期	週 2 回	「日本語Ⅲ」

②選択科目

前述の日本語科目以外は、各自が所属するプログラム（「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」）の授業時間割の中から選択します。

【日本語能力試験 N2 レベル相当と判定（B クラス）】

日本語能力が N2 レベル相当と判定された学生は、①本学が指定した日本語科目と、②各プログラムの授業時間割の中から各自が選択する科目（選択科目）を履修します。

①日本語科目

学期	授業回数	指定科目
2018 年度秋学期	週 5 回	「日本語Ⅱ」（B クラス）・「日本語特講 B」 補習授業（週 1 回）
2019 年度春学期	週 2 回	「日本語Ⅲ」

②選択科目

上記の日本語科目以外は、各自が所属するプログラム（「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」）の授業時間割の中から選択します。

【日本語能力試験 N3 レベル相当と判定（「日本語集中プログラム」クラス）】

日本語能力が N3 レベル相当と判定された学生は、2018 年度秋学期は「日本語集中プログラム」を受講します。日本語集中プログラムでは日本語学習に集中するため、本学が指定した科目以外は履修することはできません。

【2018 年度秋学期】

区分	授業回数	指定科目
①日本語科目	週 10 回	「日本語Ⅰ」・「日本語特講 B」 補習授業（週 6 回）
②その他の科目	—	「日本の法と文化」・「日本の経済と社会」（留学生専用科目） ＊一定の英語力がある学生は、「国際教養セミナーC」の履修を認められることがあります。

「日本語集中プログラム」を受講した学生は、次の 2019 年度春学期は①本学が指定した日本語科目に加えて、②各プログラムの授業時間割の中から各自が選択する科目（選択科目）を履修することができるようになります。

【2019 年度春学期】

区分	授業回数	説明
①日本語科目	週 2 回	「日本語Ⅱ」を履修します。
②選択科目	—	各自が所属するプログラム（「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」）の授業時間割の中から選択します。

- * 1 所属大学によっては日本語科目を履修しない場合があります。この場合は、日本語クラス分け試験は行いません。また、履修する科目は全て選択科目になります。

12. 授業科目の履修の流れ

短期留学生の授業科目の履修の流れは次のとおりです。(7ページの図も参照してください。)

(1) 出願前に所属大学の担当者と相談する

本学への短期留学を希望する学生は、この募集要項を受け取ったら、まず所属大学の担当者と次のことについて相談してください。

①**所属大学を卒業するために本学で履修が必要な科目は何か？**

所属大学によっては、本学との単位互換制度に基づいて、学生が留学期間中に本学で修得した単位を所属大学の単位として認める大学があります。この制度を利用して、所属大学を卒業するために必要な単位を本学で修得したい場合は、本学でどの科目を履修しなくてはならないのかを、所属大学の担当者とよく相談してください。

②**「日本社会研究プログラム」「現代ビジネスプログラム」のどちらに出願するか？**

本学で履修が必要な科目を確認できたら、2つのプログラムのどちらに出願するかを所属大学の担当者と話し合ってください。

＊ 出願後や入学後にプログラムを変更することはできません。

それぞれのプログラムにどのような科目があるかは、各プログラムの授業時間割で調べることができます。2018年度秋学期の授業時間割は、2018年4月上旬に所属大学の担当者に送付する予定です。(2019年度春学期の授業時間割は、2019年3月末頃に決まる予定です。)

(2) 所属大学で日本語能力を判定してもらい、2018年度秋学期の履修計画を立てる

次に、所属大学で日本語能力を判定してもらってください。具体的には、日本語能力試験のN2レベル以上に相当するか、N3レベルに相当するかを判定してもらってください。

それぞれの判定結果に応じて、2018年度秋学期の履修計画を立ててください。

① 日本語能力試験 N2 レベル以上に相当する場合

- ◆ 日本語科目は、本学が指定する科目を履修します。＊¹
- ◆ それ以外の科目は、各自が所属するプログラム（「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」）の2018年度授業時間割から選択してください。
(科目を選択する際は、14ページの【履修計画の注意点】に気を付けてください。)

② 日本語能力試験 N3 レベルに相当する場合

- ◆ 「日本語集中プログラム」を受講します。(全て、本学が指定した科目を履修します。)

- * 1 所属大学によっては日本語科目を履修しない場合があります。この場合は、履修する科目は全て選択科目になります。

【履修計画を立てる際の注意点】

- * 2 選択科目を選ぶ際は、各科目の授業内容や難易度をよく確認してください。
 - ◆ 各科目の詳しい内容は、山梨学院大学の Web シラバスで確認することができます。
<http://ygu-ibs.cc.ygu.ac.jp/syllabuspub/>
 - ◆ 科目の難易度は、1 年生対象→2 年生対象→3 年生対象→4 年生対象の順に内容が高度になっていきます。特に、3 年生・4 年生対象の科目は、履修に当たって前提知識が必要な場合があります。履修を希望する場合は、シラバスでどのような前提知識が必要か確認してください。
- * 3 出願時に履修計画書に記入した科目が、そのまま全て履修を許可されるわけではありません。下記の理由で履修できない場合があります。
 - ◆ その科目を履修するために必要な日本語能力や予備知識が足りないと本学が判断した場合
 - ◆ その科目の履修希望者が多い場合（本学の正規学生を優先します。）
 - ◆ その科目が開講されない場合

(3) 2018 年度秋学期の履修計画書を本学に提出する

履修計画を立て終えたら、その内容を「短期留学生履修計画書」に記入し、他の出願書類とともに **2018 年 4 月 27 日（金）** までに本学に提出してください。

提出した履修計画書は、2018 年 5 月から 6 月にかけて本学で 1 回目の審査を行います。

(4) 本学で日本語クラス分け試験を受け、日本語能力の判定を受ける。その結果に基づき、必要に応じて履修計画を調整する。 * 4

入学後、2018 年 9 月中旬に本学で日本語クラス分け試験を受けます。この試験の結果に基づいて、日本語能力が (A) N1 レベル相当、(B) N2 レベル相当、(C) N3 レベル相当の 3 段階で判定されます。2018 年度秋学期に履修できる科目の範囲は、ここで確定します。(詳細は 10 ページを参照してください。)

本学での日本語クラス分け試験の結果、所属大学での日本語能力の判定と異なった判定を受ける可能性があります。この場合は、出願時の履修計画を本学の指導の下で調整（修正）します。

* 4 所属大学によっては日本語科目を履修しない場合があります。この場合は、日本語クラス分け試験は行いません。

(5) 2018 年度秋学期の授業を受講する

2018 年 9 月 24 日（金）から秋学期の授業が始まります。履修計画書に記載した科目の授業を受けてください。

特別な事情により科目を変更せざるをえない場合は、国際交流センターに申し出てください。本学が認めた場合は、科目の変更ができることがあります。

この段階で履修計画が確定します。

(6) 履修登録手続き

履修計画書に記入した科目を正式に履修するためには、オンラインで登録手続きを行う必要があります。

2018 年度秋学期の履修登録期間は 2018 年 10 月 1 日（月）～5 日（金）です。

(7) 2019 年度春学期の履修について

2019 年度春学期の履修については、2018 年度秋学期とは別に手続きが必要です。2019 年 3 月に春学期の履修計画書を提出し、改めて本学の審査を受ける必要があります。2019 年度春学期の履修登録は、2019 年 4 月中旬に行う予定です。

なお、2019 年度春学期の授業時間割（履修可能な科目）は、2018 年度から変わる場合があります。（正式には 2019 年 3 月末頃に決まる予定です。）

13. 成績通知書・証明書等

短期留学生には、学期ごとに「成績通知書」を発行します。また、短期留学生プログラムの終了時には、2018年9月から2019年8月まで山梨学院大学に科目等履修生として在籍していたことを証明する「在籍期間証明書」を発行します。

書類名	発行時期	配布方法
成績通知書		
①2018年度秋学期（後期）	2019年 3月上旬頃	2019年3月上旬に、学生本人に直接配布します。
②2019年度春学期（前期）	2019年 8月末	2019年9月上旬に、所属大学の担当者宛てに郵送します。
在籍期間証明書	2019年 8月末	2019年9月上旬に、所属大学の担当者宛てに郵送します。

【証明書等の発行に関する注意点】

所属大学での単位認定のために本学の証明書等が必要な学生は、次の点に注意してください。

- * 1 発行言語は日本語です。英語の証明書等が必要な場合は、別途申し込みが必要です。
- * 2 正式な「単位修得並びに成績証明書」が必要な場合は、別途申し込みが必要です。
- * 3 2019年度春学期の成績通知書の発行時期に注意してください。

Ⅲ 経費と宿舎について

14. プログラム参加費・寮費

	2018 年度 秋学期（後期）	2019 年度 春学期（前期）	合計
プログラム参加費	300,000 円	300,000 円	600,000 円

寮 費	10,000 円 （1 か月あたり）
-----	---------------------------

（1）納入免除について

本学と所属大学との取り決めにより、1 大学につき 1 人に限り、「プログラム参加費」が免除されます。（「寮費」は納入する必要があります。）

* それ以外の学生は上記のプログラム参加費および寮費が必要です。

（2）納入の時期

① 2018 年度秋学期分のプログラム参加費： 2018 年 8 月（予定）

② 2019 年度春学期分のプログラム参加費： 2019 年 3 月（予定）

* プログラム参加費の納入方法、寮費の納入時期・方法の詳細については、入学許可書の送付時にお知らせします。

15. 他の滞在経費

（1）必須の経費

次の費用は、日本滞在中に必ず発生する経費です。

（プログラム参加費が免除になる学生も負担することになります。注意してください。）

① 電気代

毎月、各自で使用した分を支払います。金額はその月に使用した量によって異なりますが、1 か月につき **4,000 円～10,000 円程度**が目安です。

（電力会社から個人宛てに請求書が郵送されます。）

② 水道代等

【男子学生】毎月、水道代を支払います。金額は入寮後に説明します。

【女子学生】月額 **3,000 円**の「共益費」を支払います。

「共益費」は、各部屋の水道代と共用部分のガス代・電気代が含まれます。

③ 国民健康保険料

「国民健康保険」は日本の公的医療保険です。外国人も必ず加入しなくてはなりません。病気やケガをした際に病院に支払う医療費のうち、70%が国民健康保険から支払われます。

保険料は **1 年間で 20,000 円程度** です。

④ 海外旅行保険料

短期留学生は、本学が指定する「海外旅行保険」に加入しなくてはなりません。これは、日本滞在中に思わぬ事故や病気・ケガで特別な出費が発生した時のための保険です。次のような場合に、一定の条件下で補償がされます。

- ・ケガの後遺症が残ってしまった場合（障害後遺障害保険）
- ・大きな病気やケガで母国の家族が日本に来ることになった場合（救援者費用等保険）
- ・他人の物を壊したり他人にケガをさせたりしてしまった場合（賠償責任保険）

保険料は**年額 16,000 円程度**です（2017 年の金額です。変わる可能性があります。）。入国後に一括で支払います。

⑤ 教科書代

本学の授業で使用する教科書は、学期の初めに各自で購入します。金額はその学期に履修する科目によって異なりますが、**1 学期につき最大で 20,000 円程度**必要です。

（2）その他の経費

上記以外にも、食費や通信費（個人で契約する携帯電話・Wi-Fi の料金）等が必要になります。また、各種の国際交流イベントには、参加費が必要なものもあります。金額は、個人によって異なります。

【滞在経費の支弁方法に関する注意点】

* 入国時に携行する現金について

入国後しばらくは生活費について心配せずに勉強することができるように、入国時に **20 万円程度の現金**（約 3 か月分の生活費）を携行する（持ちこむ）ようにしてください。（海外のクレジットカードやキャッシュカードでは、日本国内で現金を引き出せないことがあります。）

滞在中の生活費をアルバイトによって支弁する（まかなう）ことは、簡単ではありません。アルバイト先を見つけるのに時間がかかる場合があります。また、アルバイト先が決まった場合でも、最初の給料を受け取るまでに時間がかかる場合があります。余裕をもって生活費を持参してください。

* アルバイト（資格外活動）について

短期留学生は、「留学」という在留資格で日本に滞在することになります。在留資格「留学」とは、日本の学校で教育を受けることを目的に、入国管理局から日本に在留することを認めもらうものです。したがって、この資格で日本に滞在する留学生は収入を得るために働くことは認められていません。ただし、「資格外活動許可申請」という手続きを入国時に行うことにより、1週間に28時間以内（長期休暇期間は、1日8時間以内）のアルバイト（資格外活動）をすることが可能になります。

【 次の点に注意 】

- ・ アルバイトは学業に支障のない範囲で行わなくてはなりません。
- ・ 風俗営業・性風俗特殊営業・異性紹介営業でのアルバイトは法令により禁止されています。
- ・ 所属大学の方針により、日本留学中のアルバイトを禁止する大学もあります。
留学中、アルバイトしようと考えている学生は、必ず、事前に所属大学に確認してください。

16. 宿舎（学生寮）

（1）男子寮： 山梨学院学生交流館 （山梨県甲府市酒折 1-3-15）

（2）女子寮： 清水荘 （山梨県甲府市善光寺 1-2-1、善光寺 1-2-6）

* 部屋は、男女とも原則 1 人で 1 部屋となります。

短期留学生プログラムに関する問い合わせ先

山梨学院大学 国際交流センター

住 所： 日本 山梨県甲府市酒折 2-4-5

電 話 番 号： +81-55-224-1330

メールアドレス： yg-international@ygu.ac.jp